第１号の３様式（表）

|  |
| --- |
| **加算申請申告書**年　　月　　日墨田区長　　　　あて |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| ふりがな |  | 電　話 |  |
| 氏　名 |   |

 |
| 　　　　□墨田区都市防災不燃化促進補助金交付要綱 | に基づく対象確認を申請するに当たり次の加算事項について必要書類を添えて申告します。 |
| 　私は、□墨田区不燃建築物建築促進助成条例施行規則 |
| 　　　　□墨田区主要生活道路沿道不燃化推進助成金交付要綱 |
| □　共同化建築加算　　権利者の異なる複数の敷地を共同利用し、複数の権利者と１棟の建築物を建築します。□　協調建替え建築加算　　権利者の異なる一団の土地に、まちづくりに配慮した一体性のある建築物を建築します。□　賃貸用共同住宅建築加算　・　専有面積が５０ｍ２以上の複数の居室を有する賃貸用住戸が４戸以上あります。　・　１住戸につき１台以上の自転車が収容でき、かつ、自転車の出し入れのための通路を有する自転車置場を設置します。　　　なお、自転車１台分の区画の大きさは、幅０．５ｍ、長さ１．８ｍ以上とします。　・　共同のごみ保管施設又は保管場所を設置します。□　仮住居居住加算　　現在居住している建築物を建て替えている間、次のとおり仮住居に居住します。 |
| 　 | 仮住居の所在地・電話番号 | 　 |  |
| 仮住居の賃借期間（予定） | 　　　　　年　　月　　日から　　　　　年　　月　　日まで |
| 仮住居居住に要する費用（予定） | （１か月の家賃×　　　入居期間＋　　　移転料＝　総額）　　　　　　円×　　　　　か月＋　　　　　円＝　　　　　　円 |
| 建築場所に住所を定めた時期 | 年頃 |
| □　主要生活道路沿道後退加算　・　敷地が主要生活道路に２メートル以上接しています。　・　計画幅員までの敷地の後退幅が１０センチメートル以上となります。　・　後退部分に建築物の基礎等の地下埋設物はありません。　・　後退部分には、建築物を設けません。　※　□欄には、該当するものにレ印をつけてください。 |

第１号の３様式（裏）

□　主要生活道路角地隅切り加算

　　主要生活道路と主要生活道路が交差する角地において、計画幅員まで敷地を後退させ、計画のとおり隅切りを行います。

□　住宅型不燃建築加算

・　新築で４階建て以上の建物です。

・　建物全体で４以上の住戸があります。

・　専用面積が５５ｍ２以上の住居が有り、かつ、残りについては、専用面積が２５ｍ２以上の住戸です。

・　２年以内毎に住戸の管理状況について報告します。

・　補助を受けた旨の掲示板（幅０．４ｍ×高さ０．２５ｍ）を設置します。

|  |  |
| --- | --- |
| ４階以上の専用面積が５５ｍ２以上の自己用又は賃貸用住戸の合計床面積 | ｍ２ |

□　延焼抑止建築加算

　　権利者の異なる複数の敷地を共同利用し、複数の権利者と市街地大火の際に延焼の抑止に寄与する形態の１棟の建築物を建築します。

□　既存建築物除却加算

・　不燃建築物への建替えに際し、既存の木造建築物を除却します。

・　除却する建築物は、昭和５６年５月３１日以前に着工されたものです。

・　除却する建築物は、対象確認申請時、建替えに係る敷地において存在しています。

□　動産移転加算

　・当該建築物に建替え前に居住していました。

□　従前の建築物から引越し、引続き建替え後の建築物に居住します。

□　従前の建築物から転出します。

□　移転雑費加算

　・当該建築物に建替え前に居住しています。

　※　□欄には、該当するものにレ印をつけてください。